

～南風原町外(他市町村)の認可外保育園へ通う児童の保護者の皆さまへ～

******* 認可外保育施設利用の助成が受けられます *******

町外の認可外保育施設に通う児童の保護者の経済的負担を減らすために、保育料の一部を助成いたします。

- <対象児童> 南風原町に住んでおり、町外の認可外保育施設に通う児童
- <申請方法> 申請の受付は、半年ごとに行います。(9月と3月)
下記提出書類を揃え、期限内にこども課に申請してください。
- <提出書類>
 1. 南風原町町外認可外保育施設利用助成金交付申請書(様式1)
 2. 町外認可外保育施設在籍証明書兼保育料等納入済証明書(様式2)
 3. 助成金交付請求書(様式4)
 4. 保護者の通帳
 5. 認め印鑑
 ※書類の1～3は直接こども課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
- <申請期限> 平成29年度10月～3月分保育料 3月1日(木)～3月15日(木) 締め切り
※申請期限を過ぎると受付できません。
- <助成額> 月額 1,500円 ※申請後、内容を審査して決定通知送付後、1ヶ月以内に保護者の指定した口座にお振り込みします。



※地域型保育施設(他市町村から認可を受けている施設)については申請対象外となります。
※町内の認可外保育施設には「運営補助金」や「歯科検診補助金」などを助成しています。

お問い合わせ こども課 ☎889-7028

平成30年度 就学援助制度のお知らせ **申請はお早めに!**

○就学援助制度とは

町では小・中学校に通うお子さんが、楽しく安心して就学できるよう、経済的にお困りのご家庭に学用品費や給食費など費用の一部を援助する制度を設けております。

○援助対象者

- ①現在、生活保護を受けている方
- ②前年度または当該年度において、生活保護を停止または廃止された方
- ③市町村民税の課税を受けていない方
- ④児童扶養手当を受給している方
- ⑤世帯の収入が、町が規定する基準額未満の方

○援助費目

学用品費、入学準備金、修学旅行費、給食費など。

○申請書の配布・受付場所

役場4階 教育総務課で申請書の配布・受付をしております。
(申請書は町のホームページからもダウンロード可能です。)

○当初認定の受付締切日について

平成30年度1年間の援助認定を受けたい場合、申請締切日は4月27日(金)となっております。
お忘れにならないよう、お早めに申請をお願いします。
※5月以降も申請は受け付けておりますが、申請月からの認定となるため、援助金が少なくなります。

○注意事項

※平成29年度の認定を受けている方も再度申請が必要となります。ご質問等があれば、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ 教育総務課 ☎889-2620

物件買取強化中!!

県内9店舗のネットワークで、本島内全ての地域が対象です。

無料査定 一括即金 秘密厳守

まずはお客様の不動産を査定させて頂き、その後仲介又は買い取りのどちらかでご検討して頂きます。

Forever Communication **株式会社 松樹** 南風原支店 ☎(098) 888-3300
〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町字宮平140番地1
沖縄県知事(7)第2709号(公社)沖縄県宅地建物取引業協会々員(公社)全国宅地建物取引業保証協会々員

査定は無料です!
お気軽にお電話下さい。
査定担当: 江田



もうすぐ新学期! 新入学!

おぼえてね いかのおすし



<p>イ かない</p> <p>知らないひとについて「いか」ない!</p>	<p>の らない!</p> <p>知らないひとのくるまに「の」らない!</p>	<p>お おごえをだす</p> <p>「お」おごえをだして「す」ぐにげる!</p>	<p>し らせる</p> <p>なにがあったか「し」らせる!</p>
---	---	--	--

「こども110番の家」をおぼえよう!



「こども110番の家」は、みんながあぶないことにあいそようになったときにたすけてくれるところだよ



↑このステッカーが目印です。

保護者の皆様へ

「気をつけてね」と言うだけでは不十分です。曖昧な表現ではなく、例えば、「知っている人でも、おうちの人以外についていけない」というように具体的に何にどう気をつけるか話し合ひましょう。
南風原町には、およそ90軒の「こども110番の家」があります。何かあれば助けを求められるようお子さまと一緒に通学路や付近の「こども110番の家」を確認しましょう。

お問い合わせ 総務課 ☎889-4415



司法書士 佐久川 聡

無料法律相談

- | | | |
|--|--|--|
| <p>不動産の登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更 ●抵当権の設定や抹消 | <p>会社の登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き ●定款変更 | <p>相続手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策 ●相続の放棄 |
| <p>裁判事務手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成 ●訴状、成年後見申立書などの作成 | <p>債務整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き ●過払い金の回収 | <p>業務時間</p> <p>平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日18:00以降のご相談も受け付けております。</p> |

さくがわ司法書士事務所
〒901-1111 南風原町字兼城683番地12 仲里ビル3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831